

田川市 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具 給付事業(補助制度)を始めます

小児慢性特定疾病によって日常生活を営むことが困難な人を支えるため、日常生活用具の購入に必要な費用の一部または全部を助成します。

対 象	給付対象用具(17種類)	自己負担
<p>[次のすべての要件に該当する人]</p> <p>(1)市内に住所を有する人 (2)小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する人(18歳未満。ただし治療の継続が必要な人は20歳未満) (3)在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師が判断した人 (4)小児慢性特定疾病の施策以外の児童福祉法による施策の対象とならない人 (5)障害者の日常生活、社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・便器 ・特殊マット ・特殊便器 ・特殊寝台 ・歩行支援用具 ・入浴補助用具 ・特殊尿器 ・体位変換器 ・車いす ・頭部保護帽 ・電気式たん吸引器 ・クールベスト ・紫外線カットクリーム ・ネブライザー(吸入器) ・パルスオキシメーター ・ストーマ装具(消化器系・尿路系) ・人工鼻 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の補助対象用具の価格の基準額を超える額は利用者の負担です。 ・世帯の収入状況に応じて、階層区分による負担金が生じます。



小児慢性特定疾病とは

対象疾患：16 症候群 756 疾病
(別に包括的な疾病が 57)

- (1) 悪性新生物
- (2) 慢性腎疾患
- (3) 慢性呼吸器疾患
- (4) 慢性心疾患
- (5) 内分泌疾患
- (6) 膠原病
- (7) 糖尿病
- (8) 先天性代謝異常
- (9) 血液疾患
- (10) 免疫疾患
- (11) 神経・筋疾患
- (12) 慢性消化器疾患
- (13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- (14) 皮膚疾患
- (15) 骨系統疾患
- (16) 脈管系疾患

給付の手続き

- ①業者へ見積りを依頼する。
↓
- ②見積書に必要な書類を添えて、市役所 1 階の保健福祉課⑬番窓口で申請する。
↓
- ③市が給付の可否を決定する。
(給付ができる場合は次の書類を送付)
・田川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書
・田川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券
↓
- ④給付決定の書類が届いたら、業者へ用具を発注する。
↓
- ⑤給付を受けるときに、業者へ申請者の受領印を押印した給付券を渡し、自己負担がある場合は自己負担額を支払う。